

○山井委員 それでは、これから三十分間、質問をさせていただきます。

理事会での合意の中で、きょうは、生保、生活困窮者の質問とともに一般質疑もやってよいということですので、両方させていただきますと思います。

まず、何よりも、先ほどの田村大臣の答弁を聞いておりましたが、この生活保護基準を史上最大幅、非常に恣意的なCPIを使って無理やり下げたということは、私はあってはならないことだと思いますし、そのことが、下手をすれば十万人、五十万人、百万人ぐらいの介護保険料、あるいは保育料、障害者家庭や一人親世帯のいろいろな給付、就学援助、そして何よりも住民税非課税限度額の変更、そういうものにつながりかねない。

ただ、田村大臣の答弁を聞いておられますと、結局、連動するところは、市町村の判断で恐らく出てくると思います。そういうことに関して、出ないように努力をします。非常に無責任な気がしてなりません。

それで、冒頭、少し徳洲会からの献金についてお聞きしたいんですが、私の配付資料の十五ページ、十六ページを見ていただければと思います。

十一月十三日の我が党の大西健介議員の質問に対して、ここに線が引いてありますが、「あわせて申し上げれば、徳洲会の方々から、政治献金、パーティー券、買っていただいたという記録は、私は、」事務所で調べたところ、「全くないという報告を受けております。」

ところが、次のページ、十六ページ、徳田毅議員から二万円支払われているということではありますが、田村大臣、徳田毅議員からお金をもらっているということは、これは徳洲会から献金を受けたということに、事実上、徳田議員のお金は徳洲会から来ているものがほとんどであると思いますが、そのことについて認識はいかがですか。

○田村国務大臣 まだやりますか。

徳洲会じゃないですよ。徳田さんの政治資金管理団体でありますし、仲間ですから、私も徳田さんのパーティーに行ったときには、同じように、パーティー券を買わせていただいています。それは、あなた方も民主党で同じようなことをやっているんじゃないんですか。そんなのは儀礼的な話じゃないですか。まだやりますか。

○山井委員 私はこの十一月十三日の答弁のことを聞いているんですよ。

それだったら、全くないという答弁をせずに、今の答弁を十一月十三日に、儀礼的なものはありますよとおっしゃったらよかったんじゃないですか。

○田村国務大臣 政治家徳田毅さんです。いいですか。これは政治資金管理団体で政治活動をしている徳田毅さんです。徳洲会ではありません。それを、そのようなお話をされるということ自体、何か、疑惑を無理につくり出そうと。そこまでやりますかね。私は理解できません。

○山井委員 私は、別に無理やり言っているんじゃないんですよ。徳田毅議員のお金は徳洲会から流れているというのは、誰もが感じているんじゃないですか。

だから、私は、別に二万円の額が多い少ないと言っているわけじゃなくて、事実関係を言っているわけでありまして、そういう意味では、徳洲会からこの二万円が流れてきている可能性というのは、否定できないんじゃないですか。

○田村国務大臣 それが道義的に何の問題があるのかもよくわかりませんし、問題意識がよくわかりませんが、私も、先ほど来言っておりますとおり、徳田毅代議士のパーティー等々に参加するときには、同じように、パーティー券という形で二万円をお支払いさせていただいておるわけでありまして。

事実関係、あなた方が、徳田毅さん自体の政治資金管理団体を徳洲会と同一視したいというような思いは、何となく、何かのぬれぎぬをかぶせようとして言っておられるのかわかりませんが、それはそういうお考えがあるのかなと思いますけれども、まず、そこに何の問題意識があるのかが理解ができません。

○山井委員 これはやはり、厚生労働委員会での答弁というのは重いんですよ。だから、私は事実関係を言っているだけであって、それなら、繰り返しになりますが、十一月十三日の段階で、徳田毅議員からはパーティー券を買ってもらっていますと言えばよかったわけであって、全くないとおっしゃったから、話が違うんじゃないかと思っ質問しているわけでありまして。

それでは、次の生活保護の問題に移らせていただきます。

きょうの配付資料にも書いてありますけれども、今回、あたかも、家族が扶養義務を果たさないと申請者は保護を受けられないと誤解されるおそれのある通知をたくさん出したわけですね。その数が、今回、これを見ていただきますと、何と、約三分の一に当たる四百三十六もの福祉事務所がこれを使っていた。

私は二つの意味でびっくりしております。

一つは、これは長いところは、十年以上使っているところとかもあるんですよね。それまで厚生労働省がこういうことを放置して、そのことによって、本来だったら、困窮して生活保護を受けられているかもしれない方々が、水際作戦で排除されたおそれが大いにある。そういう、今まで放置していたということが本当に問題だと思います。

それと、もう一点は、こういう水際作戦や、家族が扶養義務を果たさないと申請者は保護を受けられないというような誤解を招かないということを、何度も何度も通常国会のこの法案審議でやっていたにもかかわらず、こういうことが放置されていた。

田村大臣、先ほど長妻さんから話がありましたが、私は、事は非常に深刻だと思っていますのは、こういうことによって、本来受けるべき方が生活保護を受けられなかったら、それは餓死されたり、孤立死されたり、国民の命に直結するんです。だから、これはごめんなさいでは済まない話なんですね。

田村大臣、今回も再発防止しないということなんですが、今回のこの生活保護法の改正によって、一部の福祉事務所が曲解して、誤解して、それでこういう扶養義務強化をして、受けるべき人が受けられなくて、残念ながら、それによって万一死に至るケースが出たときに、田村大臣はどういう責任をとられますか。

といいますのは、実は、私が聞いた話でも既にあるんです。今回、生活保護法が強化されるから、もう生活保護はそう簡単に受けられませんか、実際、福祉事務所で行われているんです、残念ながら。

厚生労働省は、さっきの田村大臣の答弁と全く一緒なんですよ。厚生労働省は、そうならないように願望している。でも、これは願望で済まないんです、人が死んでしまうわけですから。

ですから、田村大臣、もし、今後、そういう死に至るようなケースが出て、それが、福祉事務所が今回の改正が理由で強化するということがあったような場合、田村大臣はどのような責任をとられますか。

○田村国務大臣 今回の長野の事例は大変遺憾な事例でありまして、本来、この扶養照会自体は、前提ではないわけでありまして、保護決定に関しての。そういうものが書類として配付されていたということ自体は、これは問題意識を我々は持っておりますので、すぐに十一月八日付で、全国の自治体に、扶養が前提というような文言、これを外してもらおうということで、我々、改善を指示いたしました。

現状、各自治体で対応いただいたというふうにお聞きをいたしております。

今言われたのは、今回の制度改正がそれを助長するのではないかというような問題意識であったというふうに思います。

今までも、委員がこのように前例を挙げられるとおり、いろいろな問題があったんです。今回、生活保護という保護法自体を本体から改正しようというのは、これはもう六十年ぶり。いろいろな法律改正で、はねて改正というのはありましたけれども、これ自体を改正しようというのは、これは六十年ぶりです。

これはもう大改革であるわけでありまして、そういう意味からいたしますと、各福祉事務所も大注目をされておられるはずです。今までもいろいろなことを申し上げてまいりましたけれども、今回ほど全国の福祉事務所が注目していることはないと思います。

でありますから、今般の法改正の趣旨、それから、今までいろいろな問題点もありました。そういうようなものに関しても、これも一つでありますけれども、しっかりと徹底をしていくいいチャンスだと我々は思っています。この注目をされているときだけに、誤った運用をされないように、改めて、しっかりと各自治体、福祉事務所に徹底をしていく。

そういう意味では、福祉事務所の全国会議というものもやりながら、そこでも、今回の改正の意義というもの、そして、制度として、いろいろな部分で問題点、このような問題点、誤認がありますよということも含めて、しっかりと我々はお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

その上で、責任とおっしゃられましたけれども、それは、我々は、徹底をしていく、それに努める責任があるわけでございます。

起こったことに対して責任というのは、それはもちろん起こったものに対してはすぐ、もう二度と起こらないような対応をしていくという努力をする、それは我々の責任であろうというふうには思いますけれども、起こったことに対して責任はどうだと。ちょっと私は意味がよくわからないんですが、とにかくそういうものが起こらないように努力をしていくという責任が我々はございますから、徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

○山井委員 私が責任と言っているのは、本当にこれは人の死に直結する法案なんですね。ごめんなさいで済まないんですよ。

先ほどの長妻さんの質問でもありましたように、これは生活保護の問題だけじゃなく、私の配付資料にもございますが、八ページ、住民税非課税限度額、先ほど、来週には決着するという話でしたが、「二十六年度以降の税制改正において対応。」さらに、ほかについても、「影響が及ばないよう対応」ということが書かれております。

先ほどの田村大臣の答弁も聞きました。できる限りそうならないように努力する。

ところが、それでは私は済まないと思います。努力する、努力するとおっしゃいますが、実際、消費税もアップするわけです。

そんな中で、生活保護以外の生活困窮者の方々のこの自己負担、課税がされる、増税になる、介護保険料が上がる、保育料が上がる、さまざまな減免がなくなる。これは下手したら、何十万人、百万人ぐらいの方々にマイナスになる危険性がある。

就学援助も、これは、子ども貧困対策法案も、下村大臣や御党の藺浦議員のお力もあって成立させてもらいましたけれども、就学援助が切られたら、子ども貧困対策法を成立させておいて就学援助をカットするというのは、これは一体どういうことだとなるわけです。

そこで、長妻さんと重なる質問はしませんが、改めて、田村大臣、ここまで連動しないように努めるとおっしゃっているのであれば、もし連動した場合は、どういう責任を田村大臣はとられるんですか。

○田村国務大臣 国の制度において、このような形で、生活扶助基準、こういうものが変更することによって影響を受けるものは、これは影響の出ないような対応をしていこうと。

それから、住民税の非課税限度額、これに関しては、今ほど来も答弁が長妻委員からの質問に対してございましたけれども、総務省ともいろいろな話し合いをし、今、与党の税制調査会等々で、自公政権は、特に税のことに関しては与党の御意見が非常に大きい、そのような政権でございます。これはもう以前から御理解いただいております。でありますから、そこにおいて、十分にこの点を御認識いただく中において、これからの税制改正大綱に向かつてのいろいろな御議論をいただいております。

今委員がおっしゃられたのは、地方、特に単独の事業、これに関してであろうと思います。

これは、先ほど来言っておりますとおり、我々は、この生活保護、生活扶助基準の見直しというものに対しての、その趣旨というものを御説明させていただいて、そして、影響が出ないようにというようなお願いを各省庁連携してしておるわけでありまして、でありますから、なるべく影響が出ないような御努力をいただく。

ただ、これは各自治体でありまして、各自治体はいろいろな基準がそれぞれ自分たちで変えられるわけでありまして、でありますから、今まである基準も変えられる。仮に生活扶助基準が変わらなくとも、変えるというようなことはできるわけでありまして。

ましてや、先ほど長妻委員がおっしゃったとおり、それぞれ自治体でもばらつきがいろいろあるんです。やっているところ、やっていないところ、この事業はやっているけれども、あの事業はやっていない、多いところもあれば、少ないところもある。これは、それぞれの地域の裁量でございますから、それぞれの地域の裁量の中においてお決めになることでもあります。これは、我々は口出しできません。

ただ、その趣旨を御理解いただければ、今の生活扶助基準の見直しによってそれぞれの地方の単独事業の基準は変えないというようなことは、御理解をいただけるのではないかというふうに思っております、そのようなお願いをさせていただくということでもあります。

○山井委員 来年四月からは消費税もアップするわけですから、それにダブルパンチということになれば、本当にこれは、一步間違うと自殺者もふえかねないと思います。

それで、ずっとこの間この質問をしてきて、私はやはり今の政府の姿勢に問題があると思うのは、要は、結論を言えば、国は最終的にはグリップできないんですよ、市町村の判断ですから。にもかかわらず、あたかも連動させないようなことを言っているけれども、これは実際連動していくわけですよ、市町村の判断で。私は、やはりこれは非常に問題があると言わざるを得ない。

このことについては、本当にこれからも追及をさせていただきたいと思いますし、消費税増税をして一番困っている生活保護の方々や、その周辺の低所得者の方々につらい思いをさせるというやり方は、私は間違っていると思います。

それに連動して、中根議員も一連の質問をしておりました。次のページ、九ページの安倍総理の十月十五日の所信表明演説、「難病から回復して再び総理大臣となった私にとって、難病対策はライフワークとも呼ぶべき仕事です。」

これを聞いて、全国の難病患者の方々は、充実させてくれるんだな、少なくとも負担増なんということはあり得るはずがないと希望を持ったわけです。これは総理大臣の所信表明ですから、この言葉は重い。

御存じのように、難病の自己負担がアップしたら、それに連動して、小児がん、子供の心臓病、小児慢性疾患、最も苦勞されている、最も政治が守らなければならない方々の自己負担がアップする。消費税を上げて、そして、総理大臣もこれだけの、ライフワークとまでおっしゃって、自己負担増はあり得ないと思います。

これは、田村大臣のレベルではなくて、安倍総理がうその演説をしたことにもなりかねません。この所信表明演説で全国の難病患者の方々を喜ばせたということで、私もこの点では、難病を経験された安倍総理、今頑張っしてほしいと思っています。

そこで、田村大臣、ここまで総理がおっしゃった以上は、よもや、難病患者や小児がん、子供の心臓病、小児慢性疾患の方々に対して自己負担増を強いる改革案というのは、政府としては出されないですよ。そのことは確認したいと思います。

○田村国務大臣 難病に関して、総理があのような形でおっしゃられました。これは大変重いものがあると我々も思っております。

でありますから、医療費助成、今まで五十六疾患であったものを、おおむね三百の疾患の範囲までこれを広げようということで、今議論をさせていただいております。

あわせて、この後始まる議論の中において、今まで障害者総合支援法、福祉サービス、これが四月から受けられるようになった範囲が百三十疾患だったと思いますが、これに関しても、大きくさらに範囲を広げていく。そういう意味では、今まで対象じゃなかった難病患者の方々が、新たな制度改正の中において、医療費助成や福祉サービスが受けられるようになっていく、これは、私は、大変大きな難病対策の充実であるというふうに思っております。

さらに申し上げれば、今まで三割自己負担であったものを二割自己負担にする、これも、そのような意味では、負担の軽減であるというふうに思います。

さらに負担が軽減になるところもあるわけでありましてけれども、しかし一方で、議論の中で、それぞれの所得階層においてどのような負担をお願いしていくかということも、一つの論点として挙げられております。

さらには、重い方々、長期に高い医療費がかかる方々、こういう方々に対してどのような配慮をするか、そして、低所得者の方々に対してどういう対応をするか、こういうことも議論をなされております。

あなた方がよくおっしゃられるALSの患者の皆様方が、自分らはどうする、決断をされて、人工呼吸器をつけられた。このままでは、そういう決断をしなければよかったと思われる方が出てくるよ、こういうようなお言葉もありました。事実、与党から、大変なお声を我々もいただいております。

でありますから、少なくとも、そのような方々、重度の方々が、最重度の方々といいのかわかりませんが、そういう方々が、こういう選択をして、しなければよかったと思われるような、そのような自己負担にならないように、今いろいろな御議論をさせていただくわけでございます。これから最終議論をさせていただくわけであり

ますが、そこで、難病対策委員会で、適切な最終的な御判断をいただけるものだというふうに思っております。

○山井委員 今の田村大臣の答弁も少しひっかかるんですが、ALSの方々がそういう判断をされないような自己負担と。結局、今の答弁を聞くと、自己負担がアップするということは前提なのではないかと思うんです。

しかし、ここは、私、与党の先生方にも申し上げたいんですけども、今まで、なぜ難病対策、社会保障が充実できないかということ、私たちも与党を経験しましたが、その中では、財源がないだろうということ、悔し涙をのんできたことがあったんです。ところが、今回は五兆円ですよ、五兆円。五兆円財源が確保されるにもかかわらず、小児がんの方、心臓病の子供たち、難病の方々の自己負担をアップさせるという理屈は、どう考えても立たない。これは、民主党が怒るだけじゃなくて、国民の皆さんがそんな政治は許さないというふうに私は思います。

そして、おまけに所信表明演説で安倍総理がライフワークとまで言った以上は、絶対に自己負担アップはやめていただきたい。額が妥当だとか、そういう話じゃないんです、これは。総理大臣の所信表明演説といたら重たいんです。片や安くなる人もいます、そんなことは通りません。

安倍総理は、難病対策がライフワークというべき仕事です、そこまで言っているわけですから、ここは、事前に、難病対策委員会に案を出す前には、安倍総理に相談して、やはり、難病患者の方々が安倍総理の演説を聞いてすごく喜んでおられます、期待されています、だから自己負担アップはやめたいと思います、そういう話を安倍総理としていただきたい。田村大臣、いかがですか。

○田村国務大臣 以前の民主党委員の御質問のときには、一定程度負担が上がることもいたし方がないというような御質問があったと思います。(発言する者あり)議事録を見ればわかる話ですから、もう一回確認してみたいと思いますけれども。

やはり、そこは、常識の範囲というのはあると思います。そこは御理解をいただきたいと思いますが、総理には、今どのような形で難病対策委員会の御議論が進んでいるかという報告は、これはしっかりと適宜させていただきますが、申しわけありませんが、最終的な判断は、これは厚生労働大臣の責任でありますから、私がしっかりとその責任を負って決定をさせていただきます。

○山井委員 それは違います。所信表明演説でライフワークとまで言った以上は、これは厚労大臣の問題を超えております。これは総理大臣の約束です。

さらに、今もまだ、財源どうするんだというやじが与党から出てきましたが、五兆円増税するんでしょう。こんな確かな財源がどこにあるんですか。まだ言いますか、財源がということ。一番困っている難病や小児がんや心臓病の子供たちにどう説明するんですか。

本当にこれは価値観の違いだと私は思わざるを得ませんし、安倍総理には、自分の所信表明演説の内容に責任を持っていただきたい。もうこれ以上同じ質問はしませんけれども、そんなことをしたら、前途を悲観して、本当にこれは命を絶たれかねない話です。

障害者自立支援法するときにも、その負担増を苦にして、お父さんと障害のある娘さんが車の中で親子心中をしたという心中事件も、残念ながら起こった。そういうこともあって、政府・与党は自己負担を軽減した。でも、その亡くなった人の命、あるいは、私が知っているだけでも、負担増を原因に、世帯分離、あるいは本当に夫婦が離婚されて家庭が崩壊したケース、たくさん知っていますよ、自立支援法で。一年後に負担を軽減した、やり過ぎたといつて。

でも、その崩壊した家庭、親子心中したお父さんと娘さん、どうするんですか、そういうことが起こったら。絶対起こらないと責任を持てるんですか。

私は、そういう障害者自立支援法の悲劇をこの厚生労働委員会で痛感して、やはりとめられなかったから犠牲者が出てしまった、そういう本当につらいつらい思いをもとに、今回も同じ悲劇が起こりかねないと思えてなりません。

それでは、診療報酬のことに移ります。

私、新聞を見てびっくりしましたのが、この十二ページ、「診療報酬引き下げ」というふうな記事が出ております。

これは、田村大臣と四月十九日に私は論戦しました。与党席からは、たくさんやじが飛んだのを覚えておりま

す。そのときに、田村大臣は答弁されているんですね。私が、消費税増税分を除いてネットプラスにすべきだと。民主党政権は二回、消費税を上げていないときでもネットプラスにしたんです。長妻大臣も総理官邸まで行って交渉されました。二回連続ネットプラスしました。

今回は、社会保障の充実のために消費税を上げるとまで言っている。さらに、安倍総理は経団連に賃金を上げてくださと言っている。賃金を上げてくださと言いながら、医療関係者の賃金は、診療報酬などを通じて事実上政府が決められるんです。そこで、もしネットでマイナスにするなんということがあれば、経団連には賃上げを言っておいて、自分は医療関係者の賃金を下げる。こんな無責任な話はありません。

田村大臣、だから私は言ったんですよ、この四月十九日のときに。厚生労働大臣がネットプラスを目指すということをしかり先頭に立って戦っていかないと、結局は診療報酬引き下げに追い込まれてしまいますよ。

田村大臣、診療報酬、消費税増税分は除いてネットでプラス、しかりやっていく、その決意を聞かせてください。

○田村国務大臣 必要なものをしかりと確保していかなきゃならないというふうに思っております。

今委員が言われたように、これから物価が上がる、そして賃金も上がっていく、そういうふうな政策を組んでいくというような要素があります。

それから、そもそも国民会議の報告書からいただいたような政策を進めていく。例えば、急性期の病床から、その受け皿を整備していかなきゃいけない。さらには、在宅の強化をしていかなきゃいけない。このような在宅医療の整備も含めて、今、医療提供体制の見直しをしていく。これは二〇二五年型に向かって変えていくわけでありますから、そういうものに対しても、やはり誘導すべきものが必要であろうと思っております。

さらには、今の救急、周産期、小児、このように今もまだ十分じゃないところに対しての充実、こういうものも必要であろうと思います。

いずれにいたしましても、そのようなものが整備されるべく診療報酬を要望してまいりたい、このように思っております。

○山井委員 一問だけ聞きますね。もう時間も来ておりますので、短くお答えください。

消費増税をしながら社会保障をカットするというのは、私は国民の理解は得られないと思います。さらに、先ほど中根議員のことについて、難病等で一部自己負担、いいというような話もありましたが、私は民主党の厚生労働部門会議座長ですが、私たちは自己負担増に関しては反対です。そのことは正確に言っておきます。

では、今の消費税アップで社会保障カットはおかしいということについて、田村大臣の答弁を一言いただいて、質問を終わりたいと思います。

○田村国務大臣 二・八兆というもの、これは一百分、これは充実 to 充てるということでもあります。

今般に関しては、その中において五千億という話でありますけれども、これは当然のごとく充実分。これは重点化、効率化した部分との差し引きでありますけれども、この部分をしかり確保する、これは当然のことでございます。このスキームに関しては何ら揺らいでいないということでもあります。

○山井委員 以上、終わります。